

●まちの情報誌●



広 報

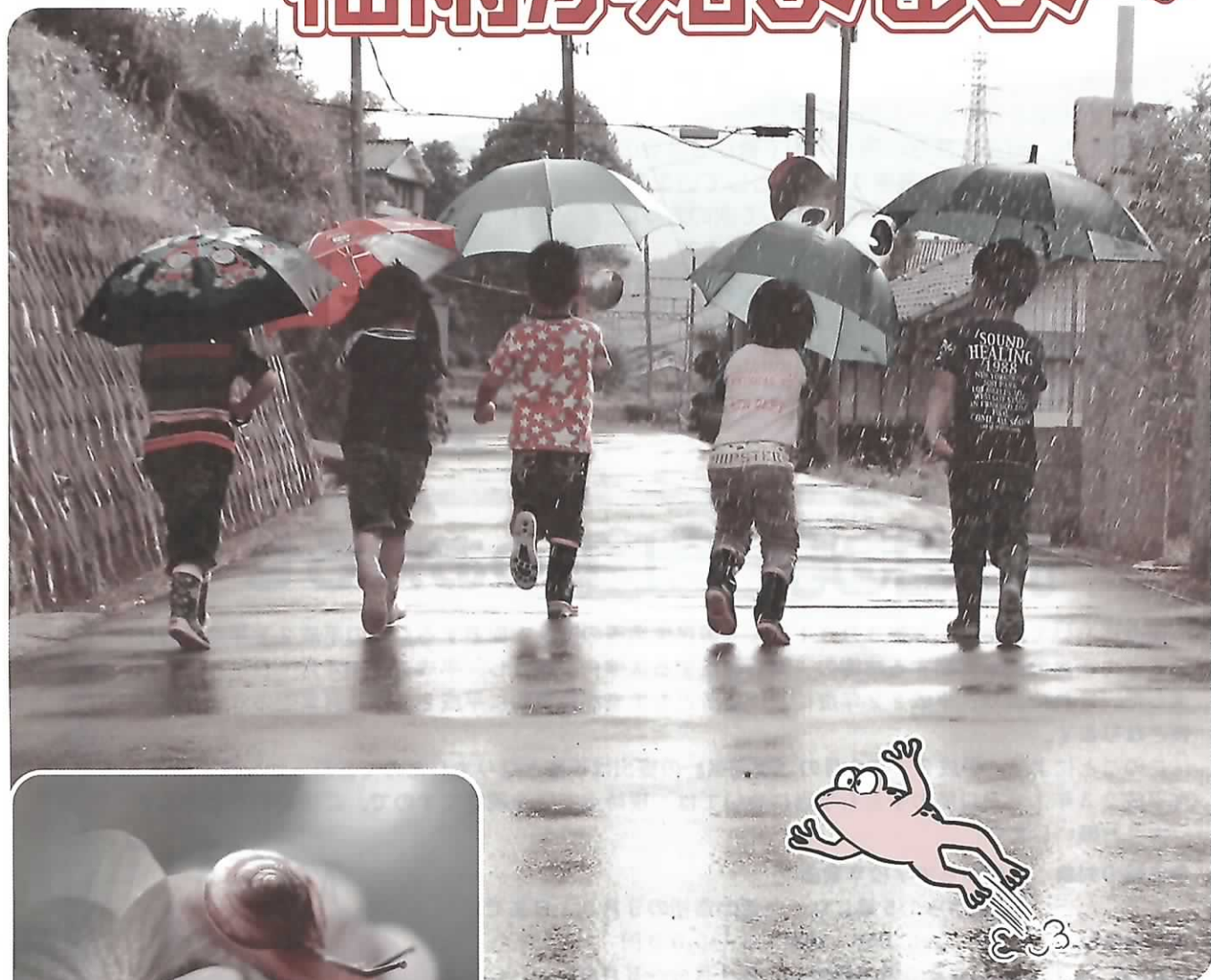
2011
JUNE
6 月号

たむごり

町の人口
男 3,623人
女 4,012人
計 7,635人
世帯数 2,890戸
2011年4月末現在

No. 445

梅雨が始まるよ〜



6月になり、いよいよ梅雨の季節がやってきました。雨でも元気に遊ぶ子どもたちに、私たち大人も負けてはいられません。自然の恵みに感謝し、雨の景色を楽しんでみてはいかがでしょうか？

◆ 心やすらぐふるさと高取 ◆

青年団の美化活動

「町をキレイに」

4月24日、高取町青年団が町内のゴミ拾いを行いました。約20人が参加したこの日は、道路脇や溝のゴミを集め、そのゴミの量は30袋にもなりました。青年団では毎年、年2回のゴミ拾い活動を行っています。



人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

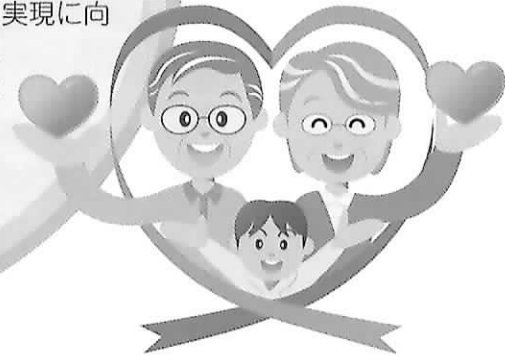
「みんなで築こう人権の世紀」

—考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心—

法務省の人権擁護機関では、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えて、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開することとしています。

本町では、人権擁護委員として次の方々に幅広く活躍していただいています。

田中	一二	さん	(兵庫)
下邨	勲	さん	(下土佐)
谷口	善美	さん	(観覚寺)
新宮	佐和子	さん	(藤井)



「子ども手当制度」のお知らせ

国会において、平成23年3月31日に「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成23年4月1日に施行されました。これにより、平成22年度における子ども手当が暫定的に平成23年9月までの6ヶ月間延長となります。

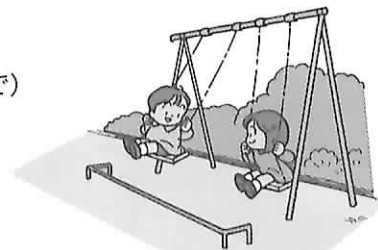
このことにより、平成23年6月の『現況届』の提出は不要となりましたのでお知らせします。
※平成23年10月以降の子ども手当については、現時点では未確定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ◆支給の対象 0歳から中学校卒業まで
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
- ◆支給金額 子ども一人につき 月額13,000円
- ◆支給月 平成23年6月(平成23年2月分~5月分)
平成23年10月(平成23年6月分~9月分)

◆新たに受給資格が生じたとき

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は、保健福祉グループの窓口
「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。ただし、公務員の方は勤務先へ請求してください。

- ◆問い合わせ 保健福祉グループ



**(乳幼) 医療費受給資格証を
(母障) お持ちの方へ**

現在お持ちの医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっております。

8月1日より使用していただく医療費受給資格証を交付するにあたり、加入保険および所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参のうえ、保健福祉グループで更新手続きを行ってください。

- ◎印鑑
- ◎健康保険証
- ◎振込先のわかるもの（通帳等）
- ◎平成23年1月2日以降に転入された方は、前住所地市町村発行の平成23年度（平成22年中）の所得（課税）証明書
- ◎㊟の方は身体障害者手帳または療育手帳

**(重) 医療費助成制度を
受けておられる方へ**

引き続き医療費助成制度に該当するかを確認するため、加入保険および所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参のうえ、保健福祉グループで更新手続きを行ってください。

- ◎印鑑
- ◎健康保険証
- ◎振込先のわかるもの（通帳等）
- ◎平成23年1月2日以降に転入された方は、前住所地市町村発行の平成23年度（平成22年中）の所得（課税）証明書
- ◎身体障害者手帳または療育手帳

※申請期間（6月1日～6月30日）中に手続きしてください。 ◎ 問い合わせ 保健福祉グループ



0744(52)2151

◇費用 相談は無料です。
◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。

◇利用の仕方 教育委員会事務局・学校教育グループへ、電話でお申し込みください。
0744(52)3715

◇相談場所 リベルテホール
◇対象者 町内在住の子どもたち（中学生まで）とその保護者
◇利用の仕方 教育委員会事務局・学校教育グループへ、電話でお申し込みください。

◇相談日 6月1日(水)

8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

いずれも13時から17時
(1回約45分の事前予約制)

6月の
臨床心理士による
教育相談

- 対象者 0歳～未就学園児とその保護者
- 内容 たなばた会
- 問い合わせ 保健センター
0744(52)5111



お友達作りの育児サークル「わくわくエンジェル」に参加しませんか？

○とき

7月6日(第1水曜日)

10時～11時30分

○ところ 保健センター

○対象者 0歳～未就学園児とその保護者

○内容

たなばた会

○問い合わせ

保健センター
0744(52)5111

子育て支援センター
アミイクラブ

親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか？
気軽に参加してみてください!!

○とき 6月14日(火)10時～12時

○ところ たかとり保育園

○対象者 0～3歳児とその保護者

○内容 マラカスづくり お誕生日会

○問い合わせ

子育て支援センター(たかとり保育園内)
0744(52)4368

○申込時間 9時～16時まで

※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申し込みください。

※6月1日・15日の10時～11時30分は保健センターを開放しています。お気軽にお越しください。

町営住宅入居者を
公募します

高取町丹生谷公営住宅
第3団地の9号 計1戸

【申込資格】

- ・町内に住んでいること
- ・同居親族があること
- ・世帯の月収が収入基準額以内であること
- ・住宅に困窮していること
- ・税の滞納がないこと
- ※その他、詳しくは入居申込案内をご覧ください。

【入居申込案内および入居申込書の配布】

配布期間 6月6日(月)～

6月24日(金)

受付期間 6月13日(月)～

6月24日(金)

受付場所および問い合わせ
管理課

高取町地域包括支援センターです。

地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターでは
こんなことをしています。

65歳以上の方の介護や健康のことなど、いろいろな疑問・悩みなどを相談する窓口です。そして、みなさんがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、平成18年4月に設立されました。

場所は高取町保健センターの中にあります。

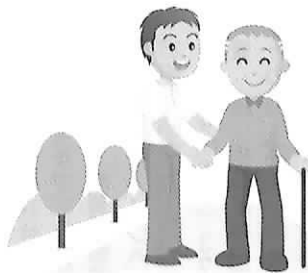
地域包括支援センターのスタッフは、保健師やケアマネージャーの専門職や事務員などがいます。お互いに連携をとりながら、みなさんを支援させていただきます。



てんいち先生



- ① 介護予防サービスを受けるためのお手伝いをします。介護保険の要介護認定で要支援と判定された方に対して、希望する介護予防サービスを受けるための調整や計画を行います。
- ② 健康の維持・予防するため、予防教室や講座等の開催をします。
- ③ 65歳以上の方の権利を守るお手伝いや高齢者虐待の相談などを行います。認知症などにより日常生活において自分で判断することに不安を抱かれた場合などに、ご相談や情報提供などをいたします。



- ④ 地域における関係機関との連携づくりをします。高取町の医療機関・民生委員・介護サービス事業者・老人会・尚齒会などの関係機関との連携体制づくりを行い、みなさまが地域で安心して生活できることを目指します。



相談や問い合わせ

高取町保健センターの中にある地域包括支援センターにお越しただくか、電話でも対応いたしますので次の問い合わせ先にご連絡ください。

地域包括支援センター
(下土佐223-1)
TEL 07444(52)5531
FAX 07444(52)3351
※保健センターの番号とは異なりますので、ご注意ください。

短歌

古寺の青苔の上に散り敷きて
今ひとたびを匂ふ花かな

浦畑 淳子

散歩する道にそいたる石垣に
灯点すさまにたんぼの咲く

坂本 久枝

其の昔母が好みし 紫陽花の柄を
女孫の浴衣に選びぬ

松尾多希子



俳句

峠路の息つくところ藤かかる

辻 慶子

車座に花見辨当皆同じ

永野 永久

植樹祭先づスコップにリボン結ぶ

西本 博子

高額療養費をどう存じですか。

1ヶ月間（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったときは、申請をして認められると、限度額を超えた分があとから支給されます。

70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。

該当されます方は、保険証・印鑑・振込先のわかるもの・領収書をご持参のうえ、保健福祉グループまでお越しください。

●入院中の食事代や保険のきかない差額ベッド代は高額療養費の計算の際の一部負担金には含まれません。

●医療機関に「限度額適用認定証」を提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額となる制度が創設されています。ただし、限度額を適用するためには必ず認定証が必要になります。入院前に必ず役場窓口にて申請をお願いします。（なお、税未納等により認定証が発行できない場合があります。）

◆70歳未満の人の場合

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	44,400円
上位所得者※1	150,000円 （医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



●同じ人が同じ月内に同じ医療機関で上の表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、その超えた分が支給されます。

過去12ヶ月間に4回以上あった場合は、「4回目以降」の金額になります。

●ひとつの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

（※1）**上位所得者とは**
国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯にあたりです。

所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

◆70歳以上の人の場合

	負担割合	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
一般	1割	12,000円	44,400円
一定以上所得者※2	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12ヶ月以内に自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）
低所得Ⅱ※3	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※4	1割	8,000円	15,000円



●同じ月内に医療機関で上の表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、その超えた分が支給されます。外来（個人単位）の限度額を適用後に外来+入院（世帯単位）の自己負担限度額を適用します。

（※2）**一定以上所得者とは**

同一世帯に課税所得（各種控除後）が年額145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その世帯の該当者の年収が2人以上の場合は520万円未満（該当者が1人の世帯では年収383万円未満）の場合は、申請により、一般（1割負担）となります。

（※3）**低所得Ⅱとは**

世帯主および世帯全員が住民税非課税の人

（※4）**低所得Ⅰとは**

世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人。問い合わせ 保健福祉グループ



第1回定例会

町議会第1回定例会が3月7日から15日までの9日間の会期で開催され、平成23年度一般会計予算をはじめ、22案件が審議され、全議案が原案どおり可決されました。

総務経済建設委員会

総務経済建設委員会は、3月9日に開催され、付託された全案件が承認されました。

平成22年度一般会計補正予算(第4号)

・歳入歳出予算の補正

4,503万円増

・繰越明許費

奈良県市町村振興臨時交付金事業

3,257万5千円

きめ細かな交付金事業

3,700万円

住民生活に光をそそぐ交付金事業

1,000万円

たかとり健幸の森公園建設事業

1,400万円

・地方債の補正 補正後限度額

3億6,960万円

平成22年度一般会計補正予算(第5号)

・歳入歳出予算の補正

160万円増

平成22年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)

・繰越明許費

都市水環境下水道事業

1,650万円

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◆下水道事業給水条例の一部改正について

◆国民健康保険条例の一部改正について

◆丹生谷老人憩の家設置および管理に関する条例の廃止について

◆心身障害者医療費助成条例の一部改正について

◆町立丹生谷児童館設置および管理に関する条例の廃止について

教育厚生委員会

教育厚生委員会は3月8日に開催され、付託された全案件が承認されました。

平成22年度一般会計補正予算(第4号)

・歳入歳出予算の補正

269万2千円増

平成22年度一般会計補正予算(第5号)

・繰越明許費

たかむち小学校地震補強工事業

1億2,620万円

平成22年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

・歳入歳出予算の補正

77万5千円増

平成22年度老人保健特別会計補

正予算(第2号)

・歳入歳出予算の補正

53万4千円増

◆特別会計条例の一部改正について

◆丹生谷老人憩の家設置および管理に関する条例の廃止について

予算審査特別委員会

予算審査特別委員会は、3月10日、11日の2日間開催され、すべて原案どおり承認されました。

◆平成23年度一般会計予算

28億3,000万円

◆平成23年度国民健康保険特別会計予算

8億4,349万9千円

◆平成23年度下水道事業特別会計予算

2億371万4千円

◆平成23年度介護保険特別会計予算

7億7,752万4千円

◆平成23年度学校給食特別会計

2,991万5千円

◆平成23年度後期高齢者医療特別会計予算

9,451万3千円

◆平成23年度水道事業会計予算

2億6,733万円

(収益的支出および資本的支出の合計)

一般質問



浅井 賢治 議員

質問?

①高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦に対する本町の対策について
②工事等の入札結果について、毎月発行の「広報たかとり」への掲載について。

回答!

①当町においては現在高齢者の方々に生きがい対策の一環として町老人クラブ連合会や各大字の老人会のご協力を得て独自に展開しています。また女性消防団の皆様や民生委員の方々にもご協力をいただいて、安心安全の高齢社会の環境づくりを行っております。町の対策としては、地域包括支援センターの取組みで高

◆平成23年度後期高齢者医療特別会計予算
9,451万3千円
◆平成23年度水道事業会計予算
2億6,733万円
(収益的支出および資本的支出の合計)

齢者の方々を支援させて頂いています。地域包括支援センターの取組みについては、高齢者の方々のさまざまな情報を民生委員や地域老人会の皆様方からご提供いただけるよう呼びかけていますが、一方でプライバシーの問題もあり、対応が難しいのが現実です。中でも、センターの職員が自宅を訪問したり、必要に応じて介護サービスや施設の入所、買い物等々のさまざまなご相談があれば対応できるように対処しています。ご指摘のあった買い物については、浅井議員が提案していただきました九州の八代市のシルバー人材センターの事例などが大変参考になるのではないかと考えています。最近では町内に小売店が営業しているのが少なくなってきたのでご不便を感じている高齢者の方もおられるのではないかと思われます。今後、八代市のシルバー人材センターの例を十分精査しながら調査研究していくように、住民福祉課に指示したいと考えているところです。

②今は総務課で閲覧が出来るようにはなっていますが、広報紙などには掲載しておりません。また、県下の市町村の状況を見ましても、広報紙に掲載している市町村は極めて少なく、一部市町村のホームページに掲載しているのが現状です。周辺の状況も踏まえながら、高取町としては、町民の方々にどのような形

でこの事業が業者に発注出来るのか分かるような対策を講じてまいりたいと思います。

森下 明 議員

質問？

①町おこしや観光に対する行政の関わり方と各種団体への補助金のあり方について。
②退職職員の登用を。

回答！

①各種団体への補助金につきましては、19年度は50%カットしておりますが、20年度からは全額カットしているのが実情です。ただ、各種団体やNPO法人、町民のボランティアの団体の方々が色々な形でご協力をいただき、町の活性化または観光の呼び物に工夫していただいております。特に今年も3月からの雛めぐりでは、初日から雨の中たくさんの方々に高取町にお越しいただき、大変ありがたいと思っています。そういう中で費用についても色々工夫していただいております。例えばNPO法人等は、県や国の施策を活用して運営していただいています。また、1丁の活用活性化事業についても、町内の事業者の方々が施策を利用して予算を取っていただいています。一方、直接的な補助金ではあり

ませんが、観光協会については、夢創館等の管理運営をしながら、観光の拠点として頑張っていたにしていることから、管理費等という形で高取町からも予算を計上させて頂いています。いつまでもボランティアの皆様方に頼ってばかりおられないのも十分理解しています。今後については、全額補助金もカットし続けて我慢してください、という状況にもいかなないというのは痛感しており、22年度の決算等とも照応しながら、24年度何らかの形で補助金の再開に対応していきたいと思っております。補助金を再開するにしても、従来のようにすべての団体に補助金をお出しするということではなくて、現在活動していただいている中で、非常に有効的に活用していただく団体をピックアップしながら補助金をつけていきたいと思っておりますので、この1年間補助金のあり方を検討してまいります。

②退職職員の登用については、人材によっては、その時期時期で町の行政運営上必要なテーマに対して対応できるような退職者もしくはOBの方がいらっしゃれば、躊躇せず登用していきたいと考えています。



米田 義一 議員

質問？

①吉備川の一部河川改修後の安全対策について（既に改修されている薩摩地区から兵庫地区まで）。

回答！

①吉備川や高取川のような1級河川部分については、以前からご指摘があり、現在桜井土木が改修工事を行っているところであり、今後とも進んでいくものと思っております。ただ、今回ご指摘の部分については、現在薩摩遺跡のところまで大体工事が完了しておりますので、その部分については、ガードレール等が設置されていると思えますが、薩摩遺跡の近く、約10メートル程度がまだこれから工事していく部分でありますけれど、ご指摘のような状態で現況が進んでいるのではないかと思っています。ご承知のとおり、土砂を上げるのとより一層河川は擁壁から深くなりません。また、河川を上げないと今度は水がつかくことになり、堆積土砂の撤去というのは必要不可欠です。その辺についてはご指摘もございましたし、私どもも管理課が中心となり事業課と連動しながら管理者であります桜井土木に強く要望し、住民の危険防止、また事故のないよ

うな対策を十分して欲しいと申し入れていきます。桜井土木の方も現場を確認しながら、今後しかるべき対応をしていきたいという返事を頂いています。具体的に、例えば階段等をつけますと、水が増えた時に上流から流れてきた草やこみ、小さな木材等が引っかかるという、増水の危険性もあるということです。その辺は桜井土木の専門的な知識に任せながら、管理課が十分対応していきたいと考えています。

新澤 明美 議員

質問？

①子育て支援について
②次世代育成計画「各施策の方向性」における年次計画と評価
③子育て相談の実績と今後の課題
④発達障害についての取組み
⑤放課後クラブおよび長期休暇における6年生までの事業実施について
⑥丹生谷公共施設の利用について

回答！

①(1)次世代育成計画の年次計画については、最初の1期目の年次計画が平成17年度からの前期の計画を作成いたしましたし、それが21年度で終了し、22年度から後期の計画を立てました。この支援計画の中では、3つの大きな

な柱を中心に、高取町の次世代の子どもたちに対しての支援、そしてまた、すくすくと育てていただくための色々な事業を実施していきたいと考えています。(2)子育て相談については、子育て支援センターを平成17年、18年度で丹生谷保育所に開設し、そして2年交代で民間のたかとり保育園と交互に対応していくというのが前町長時代からの施策のスタートでした。従いまして19年度からたかとり保育園に対応していただいておりますが、ご承知のとおり丹生谷保育所が閉所したので、現在も引き続きたかとり保育園で対応していただいております。子育て相談としては、電話と面接によって相談を受けています。子どもの育て方においての悩みとしては、子供の病気や発育について、例えば離乳食についてというような乳幼児を持つお母さんたちの相談が多く見受けられています。また、保護者の悩みとしては、働きながら子供を育てるといいう仕事と育児を両立させるには、大変色々な悩みがあるようです。また一方で、親との同居の問題でお母さん中心の悩みが多く見られるということです。子育て支援センターにおいては、これらの悩みを少しでも解消できるよう、園の栄養士さんや指導員とともにお母さん同士のコミュニケーションを図りながら色々対応し、また相談にも乗っております。

今後の課題ですが、より多くの抱えているお母さんたちが子育て支援センターに気軽に相談に行ってもらえるよう、広報などを通じて支援をしていきたいと考えています。また一方、たかとり保育園においては、園内で対応不可能なものは、町の保護司さんにも相談してくださいとお母さんたちに指導しているのが現状です。議員もご承知かと思いますが、子育て支援センターのAMYクラブ、これまたかとり保育園が中心になってやってくれています。一方わくわくエンジェル、これは保健福祉グループが対応しています。また、教育委員会が教育相談として臨床心理士による相談窓口を設けています。保健センターにおいての子育て相談は、年8回の定期的な開催と年間を通じて随時受付しており、保健師が対応しております。特に乳幼児の検診や赤ちゃん広場の際に相談を受ける機会が随分たくさんあるようになっていきます。



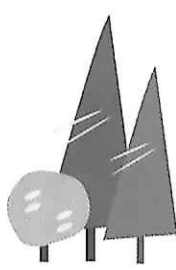
(3)発達障害についての取組みは、現在保健福祉グループ等で発達障害についての相談を受けますが、現状としては甘いような状況であります。ただ発達障害の早期発見においては、住民福祉課に相談されて初めてわかるケースや、保健センターの検診や学校などで発見されるケースが考えられます。それ以外には、医療機関などで診療を受けて発見されるケースも考えられます。本町としては、相談窓口は保健福祉グループの保健センターに設けているため、相談があれば関係機関と連携を密にしてケース会議を開き即座に対応できる体制を整えているところでもございます。(4)放課後クラブ、学童保育の問題でありますけれど、まず基本的には、社会福祉、扶助費の予算等年々増加している中で、事業の拡大というのは財政的にも難しいと考えています。今のところは、現況の中で対応していく考えであります。

②丹生谷の公共施設の利用について、最初の問題は、大型作業所内廃棄物の撤去についての見直しでございますが、大型作業所内の現在あります廃棄物やその他荷物につきましては、3月末をめどに管理課で完全撤去を目指して対応しています。それから今後の見直しにつきましては、あれが町営の建物ということもありまして、建築確認を受けずに出来ている建物であり、なか

なか簡単に民間が工場なり作業所というようなものに活用できないということも判明しておりますが、今後どういった方法がベストかは検討してまいりたいと思います。それから総合センターの利用実績と今後の利用についてですが、総合センターにつきましては、年々活用の頻度が減ってまいりました。現在は総合センターを建設した当時と比較すると、そういう意味での実態に合った活用はされていないというか、ある項目においては十分その役割を果たしたと思われるようなケースも多々見られます。特にこの問題につきましては、現在丹生谷大字の活動について活用いただける部分でありますとか、それからまた業務相談で年1回程度お受けすることがあるとか、あそこで常設して色々な事業なり、もしくは色々な問題に対して対応しなくてはならない部分というのはなくなっていると考えております。今年度、22年度で閉鎖する予定でありましたけれども、その中で二三問題が生じました。1つは隣保館事業が県の補助事業として残っている問題、また県としては他の市町村に先駆けて高取町がセンターを開鎖するについてもう少し配慮していただきたい、こういうような思いもありません。また一方では地元であそこ場所が避難場所になっている、また

その他二、三の活用がまだ残っている、その整理をしなければいけないということで、もう1年間だけこの施設については運営を継続しながら、23年度末ですべてその問題を解決して閉鎖したいと考えております。また児童館につきましても同様に既に実態としてはほとんど閉館状態でありまして、電気や水道問題等余剰な経費がかかるということ、これは23年度から完全閉鎖させていただくこととしました。もう1つは、その運営に対する検討委員会で出た結果について、すべての建物等が非常に古くなっているということもあり、今後の耐震の問題も含め、今申し上げた利用頻度という問題も含めると、どうしてもやらなくてはいけない事業については、町の本庁に帰って関係各課に振り分けて対応していくことで十分その辺の行政サービスは継続できるということも踏まえて、すべてを閉鎖し取り壊す方向で今後は対応していく答申の結果が出たわけでありまして、ただ、答申を受けた行政側としては、すぐに取り壊すにしても、計画がない中で余剰な費用がかかるということもあり、今後そういうような答申をもとに検討を重ねていき、然るべき良い活用方法を結論として出して行きたいと思っております。

議会だより
第2回 定例会日程



- 本会議（開会）
とき 6月14日（火） 10時
ところ 議場
- ※本会議（議案上程後）一般質問
教育厚生委員会
とき 6月15日（水）10時
ところ 老人福祉センター2階
- 総務経済建設委員会
とき 6月16日（木） 10時
ところ 老人福祉センター2階
- 本会議（閉会）
とき 6月17日（金）13時
ところ 議場
- ※日程や開議時刻は変更される場合があります。
- ※傍聴を希望される方は、議会事務局へお問い合わせください。

第40回奈良県高齢者美術展 作品募集

作品創作をおして高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の社会文化活動について一層の普及啓発を図ることを目的として開催されます。

◆とき 8月26日(金) 9時～17時

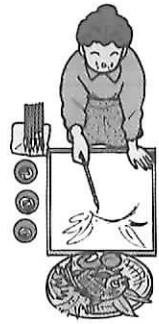
8月31日(水) ※29日は休館日

◆ところ

奈良県文化会館 展示室

◆出品資格者 県内在住の満60歳以上(平成23年4月1日時点)でアマチュアの方

◆種目 日本画・洋画・書・工芸・手芸・写真(6種目)



作品は、出品者により創作されたもので、1種目につき1人1点までとし、未発表のものに限りません。

◆申込期限 6月28日(火)

◆出品手数料 1点 1,000円(振込手数料を除く)

※指定口座への振込みとなります。

◆出品申込・問い合わせ 指定口座に関する問い合わせと出品申込は、保健福祉グループまで。

町県民税第1期分の納期限について

6月は、町県民税第1期の納期限です。

6月30日(木)の納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

※なお、納期限を過ぎると、督促手数料と納期限の翌日から納付日までの日数に応じた納付税額に年14.6%の割合で延滞金を加算した額での納付となりますので、ご注意ください。

◇税務課

町税の納付は、便利で確実な口座振替で

近隣の取扱い金融機関の窓口にて「口座振替依頼書」を常備しています。通帳と届出印をご持参の上、取扱い金融機関でお申し込みください。



奈良県暴力団排除条例が制定されました

(平成23年7月1日施行)

【目的】

社会が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保する

【基本理念】

- ・暴力団を利用しないこと
- ・暴力団を恐れぬこと
- ・暴力団に資金を提供しないこと
- ・暴力団と交際しないこと

【主な内容】

- ① 学校等の周辺における暴力団事務所の新たな開設や運営を禁止
- ② 青少年に対する教育等のための措置
- ③ 事業者が暴力団員に利益を与えることを禁止
- ④ 暴力団事務所に利用されることを知っての不動産契約等を禁止

※①に違反した者

【罰則】1年以下の懲役または50万円以下の罰金

※③④の違反者

【行政措置】公安委員会による調査・勧告・公表

◇問い合わせ 榎原警察署

0744(23)0110

<http://www.police.pref.nara.jp/>

不法滞在。不法就労防止にご協力ください!

不法滞在者とは

- ・偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者
- ・在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に滞在する者

不法滞在者数

国内推計約9～10万人

その大部分は不法就労し、我が国の経済・社会に悪影響を与えています。

また、悪質な不法滞在者による犯罪が多発しており、我が国の治安を脅かしています。

みなさまへお願い

- ・不法滞在や不法就労を許さない社会環境づくりが必要です
- ・雇用する際は、パスポート・外国人登録証明書等を必ず確認してください。
- ・不法滞在者などで働くことが認められない外国人を雇った事業主は、法律で処罰される場合があります。

◇問い合わせ 榎原警察署

0744(23)0110



危険物 安全週間実施

「危険物 無事故のゴールは譲れない!」

現在、石油類をはじめとする危険物は事業所等に関わらず私たちの生活の中で無くてはならないものとなっています。

事業所等における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く住民に危険物に対する意識の高揚を図るため、6月5日(日)～6月11日(土)までの一週間、全国一斉に危険物安全週間が実施されます。

これを機に、お勤めの事業所やご家庭で使用している危険物の貯蔵、取扱の方法を見直してみたいかがでしょうか。

危険物って何?

消防法で定められているもので私たちの身近なものとしてガソリン、灯油、油性塗料などがあります。また、ご家庭の天ぷら油も危険物に該当し、誤って過熱しすぎることにより火災にもなりますので、取扱には十分注意してください。

※天ぷらなどを揚げる時はその場を離れないようにしてください。

◇問い合わせ 高市消防署

0744(52)4499

6月のごみ収集日

*ごみ搬出は、午前8時30分までをお願いいたします。

*【 】内は次月の最初の収集日。

*ごみ分別をおこなわれるときには、ごみパンフレットをご覧ください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番

TEL 0744 (52) 3334 内線

500 住民福祉課
501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日・27日・30日【7月4日・7日・11日・14日】	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・28日【7月1日・5日・8日・12日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	清水谷・上子島・下子島・上土佐
7日・21日【7月5日】	14日・28日【7月12日】	2日・16日・30日(特別収集)【7月7日】	9日・23日【7月14日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1週・第3週 月曜日	第1週・第3週 水曜日	第1週・第3週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
6日・20日【7月4日】	1日・15日・29日(特別収集)【7月6日】	3日・17日【7月1日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2週・第4週 月曜日	第2週・第4週 水曜日	第2週・第4週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
13日・27日【7月11日】	8日・22日【7月13日】	10日・24日【7月8日】

6月の

し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
問い合わせ 住民生活グループ

日	曜日	向本班収集大字	岡本班収集大字	大中班収集大字
6月 1日	水		丹生谷	丹生谷
2日	木	森・佐田	丹生谷	丹生谷
3日	金	薩摩・松山・市尾		丹生谷
6日	月	羽内・藤井・市尾		
7日	火	市尾【曾羽】		
8日	水	谷田・兵庫		観覚寺
9日	木	兵庫・田井庄		下子島・上土佐・下土佐
10日	金	兵庫・車木		上子島・下子島
13日	月	越智		下土佐・吉備
14日	火	越智・寺崎		清水谷
15日	水	与楽	下土佐・観覚寺	清水谷
16日	木		下子島・上土佐・下土佐	下土佐・観覚寺【駅前】
17日	金		清水谷・下子島	
7月 1日	金		丹生谷	丹生谷
4日	月		丹生谷	丹生谷
5日	火			丹生谷

保健だより

問い合わせ：高取町保健センター
 電話番号 0744(52)5111
 FAX番号 0744(52)3351

BCG

とき 7月1日(金)
 13時20分～30分受付
 ところ 保健センター
 対象者 平成23年1月3日以降に
 生まれた乳児
 持参品 予防票、母子健康手帳

麻しん(はしか)・風しん (三日はしか)混合予防接種

とき 7月1日(金)
 14時～10分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 【1期】平成21年7月2日～
 平成22年7月3日生
 【2期】平成17年4月2日～
 平成18年4月1日生
 持参品 予防票、母子健康手帳

三種混合予防接種

とき 7月1日(金)
 13時40分～50分受付
 ところ 保健センター
 対象者 平成16年1月2日～
 平成23年4月2日生
 持参品 予防票、母子健康手帳

健康相談

とき 7月13日(水)
 13時30分～15時受付
 ところ 保健センター
 対象者 原則40歳以上
 内容 尿検査、身体測定、血圧
 測定、体脂肪測定、健康
 に関する相談

持参品 健康手帳(お持ちでない
 方は、当日、保健セン
 ターで交付します。)

◎高血圧、糖尿病、高脂血症な
 ど生活習慣病でお悩みの方は、
 ぜひお越しください。

◎管理栄養士による相談

【対象人数：4人】があります。
 希望される方は、6月24日(金)
 までに保健センターへお申し込
 みください。



9～11か月児・3歳6か月児 健康診査

とき 7月12日(火)
 【9～11か月児】
 13時20分～40分受付
 【3歳6か月児】
 13時～20分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 【9～11か月児】
 平成22年7月15日～
 平成22年10月12日生
 【3歳6か月児】
 平成19年10月2日～
 平成20年1月1日生

内容 身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保
 健相談など

※(3歳6か月児のみ)尿検査
 持参品 問診票、母子健康手帳、
 尿(3歳6か月児のみ)

いい歯菌(母)教室

とき 7月12日(火)
 13時～10分受付
 ところ 保健センター
 対象者 妊娠4～8か月の妊婦
 および産婦
 内容 歯科検診、歯科相談、
 助産師による産前産後
 相談など
 持参品 問診票(産婦は申込後に
 送付)、母子健康手帳
 申込 7月4日(月)～7月8日
 (金)までに保健センター
 へお申し込みください。

3～5か月児・1歳6か月児 健康診査

とき 7月7日(木)
 【3～5か月児】
 13時20分～40分受付
 【1歳6か月児】
 13時～20分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 【3～5か月児】
 平成23年1月13日～
 平成23年4月7日生
 【1歳6か月児】
 平成21年10月2日～
 平成22年1月1日生

内容 身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保
 健相談など

※(1歳6か月児のみ)尿検査
 持参品 問診票、母子健康手帳、
 尿(1歳6か月児のみ)

ベビーマッサージ教室

とき 7月5日(火)
 10時～11時
 ところ 保健センター
 対象者 2～7か月の赤ちゃん
 とママまたはパパ
 定員 先着10組
 費用 資料およびオイル代等で
 3000円
 持ち物 バスタオルとお子さんの
 飲み物ミルク・お茶など、
 おむつなど
 申込 6月27日(月)～7月1日
 (金)までに保健センタ
 ーへお申し込みください。

地デジの準備はお済みですか??

～アナログ放送は、7月24日(日)以降、ご覧いただけなくなります。～

地デジ個別相談会実施

- ◆とき 7月1日(金)～8月26日(金)までの
 毎週金曜日10時～16時
- ◆ところ 高取町役場1階 住民ホール

◆主な相談内容

- ・地デジ対応チューナーの価格や接続方法
- ・アンテナの設置、準備方法について など…

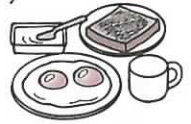


【地デジに関する問い合わせ】 デジサポ奈良 0742(90)2222 平日 9時～21時/ 土日祝 9時～18時

健康の窓

6月1日から30日までは『食育月間』です。

子どもたちはきちんと朝食をとる必要があります



朝食を欠食すると脳のエネルギー源となるブドウ糖が供給されないため、午前中の脳と体が十分に機能せず、集中力がなくなるだけでなく、栄養バランスが悪くなり、心身の不調の原因になると言われています。また、朝食を毎日食べている子どもほど、学力調査の平均正答率や基礎的運動能力が高くなっています。

朝食を食べない人は朝食の欠食が子どもの頃から習慣化しています

習慣的に朝食をほとんど食べない人は、男性10.7%、女性6.0%。男女とも20歳代（男性21.0%、女性14.3%）、30歳代（男性21.4%、女性10.6%）では比率が高くなっています。

習慣的に朝食をとらない人のうち、その習慣が「小学校」または「中学、高校」の頃から始まった人は、男性32.7%、女性25.2%。さらに、朝食を毎日食べるつもりがない人は、男性38.1%、女性30.3%となっています。



食事をすると血液中のブドウ糖濃度（血糖値）が上がり、ブドウ糖を蓄えるよう指令するインスリンというホルモンが分泌されますが、欠食はインスリン分泌の変化を激しくし、糖尿病の原因になることとあるとされています。また、女性については、過度の痩身志向も問題です。10〜20歳代は健康な体をつくる重要な年代であり、この時期にやせるために極端な食事制限で栄養不足になると、骨密度の低下、無月経などの悪影響をもたらすことになるとされています。そこで、『早寝早起きよいリズム』『毎日しっかり朝ごはん』『たっぷり運動ぐっすり睡眠』、少しずつできることから始めてみませんか。

水道週間

6月1日~7日

そろそろ、冷たい水がおいしくなる季節。水道水は大切な飲み水であることはもちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗面所などいろいろなところで使われています。

みなさんの家の蛇口から出てくる水道水は、ダムや川などの水が浄水場できれいにされ、町内の水道管を通して届けられています。ダムをつくる人、水道管を工事する人など、多くの人の努力がなければ水道水も届きません。

6月1日から1週間は水道週間です。この機会に水道のことを考えてみましょう。

◆メーターはいつも見られるように！
水道メーターは、みなさんがお使いになった水量をはかり、水道料金をお支払いいただくものになる大切なものです。水道メーターの検針は、毎月お伺いして使用量をお知らせいたします。いつも正確に能率よく検針できるように協力をお願いします。

◆屋内漏水の見つけ方
家の中の蛇口を全部閉めてから、水道メーターを見て、パイロット（銀色の六角形）が動いている時は屋内漏水の疑いがあります。町登録の指定給水装置工事業者へ依頼してください。



◆水道工事は町登録の指定業者にご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町に登録されている指定給水装置工事業者にお申し込みください。

◆口座振替ご利用の方
毎月22日（休日の場合は翌営業日）は、口座振替指定日です。万一、預金不足などで振り替えできなかった場合は、翌月の5日に再度振替させていただきます。22日に振り替えできません。残高確認をお願いします。

◆こんなときはすぐに届け出
水道の所有者、使用者が替わるとき
水道を開栓または閉栓するとき
転入されるとき
転出されるとき
転居されるとき
水道の用途が変わるとき
※水道に関するお問い合わせは、事業課まで

心配ごと相談所

とき 水曜日 13時~16時
ところ 老人福祉センター 2階

6月の相談日

8日 下邨 勲 谷口 善美 (人権相談)
22日 中本富美子 坂田 周子 西井 澄隆 (一般相談) (敬称略)

◎どうぞ、お気軽にお越しください。

東日本大震災義援金

みなさまからお預かりした義援金は、日本赤十字社奈良県支部を通じて被災地にお届けします。

奈良県線下補償対策組合高市支部	165,000円
高取町清水谷尚歯会 21・22年度女性役員一同	21,884円
高取町議会互助会	100,000円
高取町消防団	150,000円
大和平野高取地区管理事業推進協議会	20,000円